

🌸 暴追センターだより

No.87

令和6年(2024)5月

発行所 (公財)北海道暴力追放センター 〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁緑苑ビル庁舎
編集発行人 吉川 正也 電話(011)271-5982 FAX(011)271-5987

大丈夫 バイトのつもりが 詐欺加担



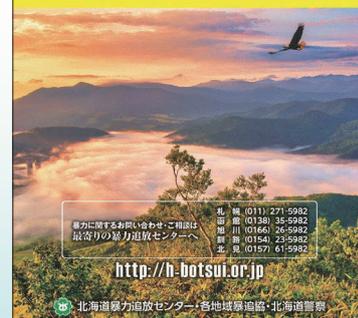
「五稜郭のさくら」元函館支局長

そのバイト 暴力団の 受け子かも
暴追センターはあなたの勇気をサポートします

HPアドレス <http://h-botsui.or.jp>

暴力追放

大丈夫? バイトのつもりが 詐欺加担



暴力に巻き込まれたら、ご連絡は
最寄りの暴力追放センターへ

札幌 (011) 271-5982
仙台 (0135) 35-9982
旭川 (0166) 26-9982
釧路 (0154) 23-9982
苫小牧 (0157) 61-9982

<http://h-botsui.or.jp>

北海道暴力追放センター・各地域暴追協・北海道警察



着任のご挨拶

(公財) 北海道暴力追放センター 事務局長

4月1日付で、北海道暴力追放センターの事務局長に着任いたしました本田でございます。

私は38年6ヶ月の間、北海道警察でお世話になり、そのうち24年間で刑事部において勤務し、捜査第四課(現「組織犯罪対策第二課」)にも三度勤務させていただきました。

この度、暴力団による暴力のない安全で平穏な社会環境をつくる運動を推進することを目的とする当センターの事務局長に選任され、真に光栄であると感じておりますし、刑事部門で学んだ暴力団対策の知識や経験などを生かして、その重責を全うする決意であります。

昨今の暴力団情勢ですが、全国的に年々減少傾向にあり、北海道についても同様であります。

北海道暴排条例など暴力団の活動を制限する各種規定の整備が進み、また警察による強力な取り締まりに加え、道民の皆様や行政・企業団体が一丸となって、社会全体で暴力団を包囲する枠組みが構築されたことが大きな要因となっていると考えております。

一方、犯罪は被害の拡大が続く特殊詐欺から、人の生命をも奪いかねない凶悪な強盗へとシフトする様相も呈しており、その背後には暴力団の関与も窺われる状況となっております。

暴力団はその実態を変えながらも、新たな手口によって資金源活動や不当要求を仕掛けて来ることは確実であり、道民にとっていささかも油断のできない存在ですから、今後も社会全体で暴排機運をより高めて、暴力団を根絶するという意識をもって活動して行く必要があると考えております。

幸い、当センター事務局長に着任させていただき、暴力団排除活動等の活動に携われることに誇りと使命感を感じており、今後も暴力追放推進協議会の皆さんとの緊密な連携はもとより、北海道や各自治体をはじめ、関係する多くの企業や団体の皆様方とも良好な関係を構築して一体感を持って取組むとともに、警察や弁護士会などとの連携を一層強化して、自らが先頭に立って、多角的で効果的な暴力団排除活動を展開していく所存であります。

当センターは、各種講習、相談、広報・啓発、各種支援活動等を通じて、札幌本局、函館・旭川・釧路・北見の各支局とさらなる連携を強化し、一枚岩となって暴力団排除活動に取り組む決意であります。

道民の皆様や賛助会員の皆様におかれましては、今後も当センターに対する変わらぬご理解とご支援を賜りますことを心からお願い致しまして、着任のご挨拶とさせていただきます。

敬具

令和5年度 第2回定例理事会の開催

令和6年3月5日に「かでの2・7」で、令和5年度第2回定例理事会が開催され、以下の審議事項及び報告事項が承認されました。



● 審議事項

- ・ 令和5年度 収支補正予算
- ・ 令和6年度 事業計画 (案)
- ・ 令和6年度 収支予算 (案)
- ・ 表彰規定の改正 (案)
- ・ 職員の任免について

● 報告事項

- ・ 職員の任免について

令和6年度 事業計画の概要

● 広報啓発事業

- ・ 広報啓発活動の推進(資料・資材の活用)
- ・ 暴力追放運動の推進
- ・ 視聴覚広報資材の整備と貸出し
- ・ 暴力団追放道民大会・総決起集会の開催
- ・ 効果的な夏・冬暴追運動の実施

● 地域・職域支援事業

- ・ 地域暴追協への支援
施策に対する協力
啓発資材の斡旋提供
- ・ 職域暴追協組織への支援
研修会、講習・講演会等への積極的対応
啓発資材の斡旋提供
暴排組織結成時の支援

● 暴力相談事業

- ・ 相談事案に対する適切な対応
- ・ 効果的な常設相談の推進
- ・ 効果的な法律相談制度の運用
- ・ 暴力追放相談員の技能の研鑽
- ・ 関係機関との連携強化
- ・ 相談事業広報の推進

● 暴力団からの離脱・就労支援

- ・ 離脱、就労への積極的かつ適切な支援
- ・ 暴力団離脱者支援対策協議会活動の活性化
- ・ 就労可能先事業所の開拓

● 暴力団事務所使用差止請求事業

- ・ 使用差止請求事業制度の積極的運用
- ・ 暴力団事務所の現況の把握
- ・ 適切な受託手続と受託後の対応

● 講習(研修)事業

- ・ 不当要求防止責任者講習の効果的な実施
全道で28回 2,525名を予定
- ・ 一般暴排講演の実施
地域・職域、企業等への積極的な講師派遣
- ・ 講習、講演資料の整備充実

● 被害者救済事業

- ・ 暴力団関係者からの犯罪被害者支援の推進
- ・ 暴排訴訟支援の推進
- ・ 地域暴追協及び関係機関との連携

● その他の事業

- ・ 調査研究
情報収集活動の活性化
情報提供の推進
各種アンケート調査の実施
- ・ 機関紙「暴追センターだより」による情報の発信
- ・ ホームページの充実による情報提供
- ・ 適正な情報管理
- ・ 表彰
- ・ 賛助会員の募集

※ 詳しくはホームページをご覧ください



受賞おめでとうございます

(公財)北海道暴力追放センター会長表彰

～ 個人表彰23名・団体表彰1団体～

令和6年3月5日開催の理事会において、多年にわたる暴力追放運動功労者(団体)に対し、(公財)北海道暴力追放センター会長から表彰状と記念品が贈呈されました。



《個人表彰》

- ・千歳市暴力追放運動推進協議会
- ・千歳市暴力追放運動推進協議会
- ・千歳市暴力追放運動推進協議会
- ・赤歌地区暴力追放運動推進協議会
- ・滝川市暴力追放運動推進協議会
- ・美唄市暴力追放運動推進協議会
- ・苫小牧地区暴力追放運動推進協議会
- ・苫小牧地区暴力追放運動推進協議会
- ・木古内・知内地区暴力追放運動推進協議会
- ・函館西地区暴力追放運動推進協議会
- ・松前・福島暴力追放運動推進協議会
- ・茅部地区暴力追放運動推進協議会
- ・旭川市暴力追放運動推進協議会
- ・鷹栖町暴力追放運動推進協議会
- ・枝幸地区暴力追放運動推進協議会
- ・富良野地区暴力追放運動推進協議会
- ・富良野地区暴力追放運動推進協議会
- ・富良野地区暴力追放運動推進協議会
- ・名寄地区暴力追放運動推進協議会
- ・厚岸地区暴力追放運動推進協議会
- ・帯広地区暴力追放運動推進協議会
- ・新得地区暴力追放運動推進協議会
- ・広尾地区暴力追放運動推進協議会

- 会 員
- 会 員
- 会 員
- 元地区責任者
- 常任委員
- 推進委員
- 会 長
- 副 会 長
- 会 員
- 理 事
- 理 事
- 代表監事
- 理 事
- 会 長
- 副 会 長
- 会 長
- 副 会 長
- 副 会 長
- 監 事
- 副 会 長
- 常任理事
- 常任委員
- 会 長

《団体表彰》

- ・岩内地方暴力追放運動推進協議会

～三ない運動+1～

暴力団を「利用しない」



全てを「金づるにする」それが暴力団の姿勢です

- 暴力団を利用したつもりが、骨の髄までしぼられます。
- 暴力団は、タダでは動かず、法外な金を要求されます。
- 暴力団は、相手が弱い、甘いを見ると、トコトン虐めつけ離れません。

暴力団を「恐れぬ」



恐れは「誤ったイメージから」恐れることは暴力団を助長させる

- 暴力団は怖いものではありません。皆で相談し合い、団結して対応しましょう。
- 暴力団を恐れず「存在を許さない」と皆で対決姿勢をもちます。

暴力団に「金を出さない」



金が「腐れ縁の元」暴力団を支援・容認することになる

- 暴力団に金を出すことは、結果的には暴力団を認め、資金獲得の手助けをすることになります。
- 暴力団は、一度味を占めると、何回も金を要求し続けてしぼり取るのです。
- 暴力団は、自らの遊びや娯楽の活動資金を、常にかき回っている力ネのための集団です。

暴力団と「交際しない」



交際は「暴力団の活動を助長」暴力団はあらゆる機会を狙って近づいてくる

- 暴力団と関係すること自体が不当要求のきっかけになることがあります。
- 暴力団と交際していると「暴力団と社会的に非難されるべき関係にある者」とされ、公共事業等から排除されることがあります。

各地域暴追協啓発活動状況

10月 ごみのポイ捨て禁止運動と連動した暴排啓発

【旭川市暴追協】



10月 大雪まつり会場における暴排啓発

【新得地区暴追協】



10月 秋の三笠鉄道村まつり会場における暴排啓発

【岩見沢地区暴追協】



10月 秋の地域安全運動出動式と連動した暴排啓発

【中標津町暴追協】



10月 金融機関での暴排啓発

【松前・福島暴追協】



10月 特殊詐欺防止啓発活動と連動した暴排啓発

【広尾地区暴追協】



10月 函館競馬場における暴排啓発

【函館中央地区暴追協】



11月 ジョブフェア2023会場での暴排啓発

【稚内市暴追協】



12月 歓楽街での暴排啓発

【滝川市暴追協】



12月 商業施設での暴排啓発

【厚別地区暴追協】



2月 なべまつり会場における暴排啓発

【江差地区暴追協】



2月 スキー場での暴排啓発

【遠軽町安全安心まちづくり協議会】



各地区暴追協において啓発活動等を実施した際の写真等あればセンターにご報告下さい。

暴力に 負けぬ勇気で つくる町!!



悪質なクレーム対策



①. 平素の準備

悪質クレームとは、一般的に、顧客の法的、社会的妥当性を欠く過度な不当要求行為をいい、そのような行為を行う者が悪質クレームで、その典型が暴力団等反社会的勢力と言われています。

しかし、最近では、悪質クレームになるための指南書が販売されているため、一般人であってもその指南書どおりにクレームを付け、執拗に攻撃し、不当要求してくる例もあります。

このような悪質クレームは、顧客という立場を悪用して不当要求し、自らに特別に有利な利益、厚遇を得ることを目的としています。お客様に対する処遇は平等であるべきで、悪質クレームに屈して特別に待遇することは、平等、公平性を欠き、善良なお客様や社会に対する背信行為となります。

行政や企業等にあつては、「クレーム対応の基本三原則」を理解し、悪質クレームに屈することなく、毅然とした態度で対応することが重要です。

● トップの基本姿勢を明確に示す

悪質クレームは、もはやお客さんではありません。社会の敵です。悪質クレームには、トップが「絶対に屈しない。拒否すべきは拒否する。戦う時は戦う。」という基本姿勢を組織全体に明確に示すことが肝要です。

● 組織（行政・企業等）の対応体制を整える

トップの基本姿勢を受けて、悪質クレーム対応のマニュアルなどを作成するとともに、組織全体に対応要領を周知徹底させ、差のない対応ができるように組織の体制を整えることが大切です。

● 警察や暴追センターと連携する

平素から、警察や弁護士、暴追センターの担当者などと連携を密にしておくとともに、悪質クレームについては、速やかに相談することが早期解決につながります。



②. 対応上の留意点

● 毅然とした態度を保持する

悪質クレームは、自己の要求が過度・不当であることを知っているため、警察に通報されることを最も嫌い、内心ビクついてきます。

最初が肝心で、必要以上に恐れることなく、「不当要求は断固拒否する」との信念と気迫を持って、毅然とした態度で対応することが必要です。

● 法律や社会のルール等に従って対応する

悪質クレームに屈することなく、法律や社会のルール、組織の方針に従って対応することが基本です。

特に、悪質クレームが暴力団等反社会的勢力の場合には、その要求行為は、違法性が極めて高いと考えられるので、直ちに警察、弁護士、暴追センターに相談し、法的に対応することが解決の早道です。

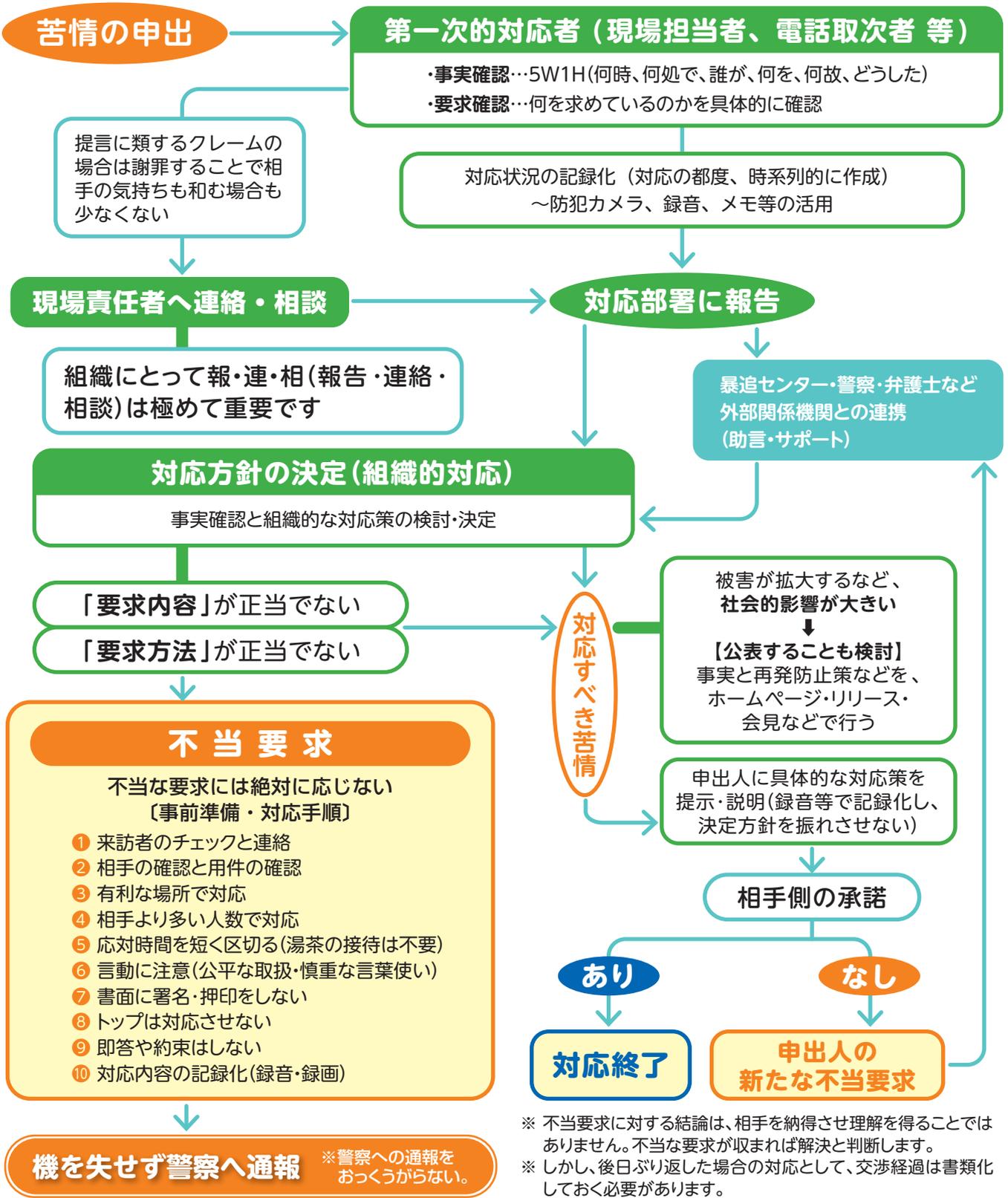
● 違法性が高い言動

次のような言動は、一般的に違法性が高いと言われており、内容等を記録するとともに警察や暴追センターなどに早めに相談しましょう。

- 「通勤途中は、気をつける。」「住所は知っている。」「家族がどうなってもいいのか。」など生命、身体、財産に危害を加えるかのような言動
- 「街宣をかけるぞ。」「会社を潰してやる。」など業務を妨害するような過激な言動
- 暴力団の肩書きを示したり、入れ墨を示して威圧するような言動

不当要求対応フローチャート(モデル例)

不当要求(クレーム)対応時のフローチャートのモデル例を作成しました。
 不当要求やクレームがあった場合の参考にして社員(職員)に徹底して下さい。
 結論は、不当要求や悪質なクレームに対しては断固拒否の姿勢を崩さないことです。



法律相談

(公財)北海道暴力追放センター札幌本局では、札幌弁護士会民事介入暴力対策委員会弁護士のご協力を頂いて、暴力団、反社会的勢力等に関する法律相談を無料で受けています。

ひとりで悩まず、困ったら一度おたずねください。

相談を希望される方は、前もって札幌本局にお電話をお願いします。住所、電話番号等は、表紙に掲載しておりますのでご確認ください。

ご案内

第8回 北海道暴力団追放道民大会 第36回 札幌地区暴力追放総決起集会 の開催について

- 【日時】 令和6年9月12日(木) 午後1時から
 - 【場所】 北海道立道民活動センター(かでの2・7) かでのアスピックホール
 - 【内容】 主催者、来賓挨拶、暴力追放功労表彰、基調講演、暴排コント、北海道警察音楽隊のコンサート等
- 賛助会員の皆様方の参加をお待ちしております。



令和6年度の不当要求防止責任者講習予定



実施月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実施市町		札幌市	札幌市	札幌市	札幌市	札幌市	札幌市	札幌市	札幌市	札幌市	札幌市	札幌市
		栗山町	室蘭市	江差町	新ひだか町	苫小牧市	函館市	釧路市	函館市	旭川市	函館市	
			帯広市	旭川市	留萌市	紋別市	帯広市	北見市			釧路市	

※変更になる場合がありますので、センターホームページで確認してください。

賛助会にご加入ください



当センターでは、暴力追放事業を推進するため「賛助会員制度」を設けています。企業・団体・個人の賛同を得て、多くの皆さんに多数ご加入をいただいております。皆様のご理解、ご支援をお願いします。

- 【会費】 年会費 1口20,000円 1口以上
※賛助会費は、税法上の優遇措置が受けられます。
- 【会費の使途】 皆様から納入された会費は、すべて事業活動費に充てさせていただきます。
- 【特典】
 - ・左記会員之章プレートの交付
 - ・広報資料の無料配付
 - ・暴排広報DVD等の無料貸出
 - ・暴排講演依頼への対応
 - ・不当要求事案発生時の支援・指導
 - ・不当要求被害発生時の支援・指導

暴力団に関する問い合わせ・相談は

▶(公財)北海道暴力追放センター

【札幌本局】
相談電話 (011) 271-5982

【函館支局】
相談電話 (0138) 35-5982

【旭川支局】
相談電話 (0166) 26-5982

【釧路支局】
相談電話 (0154) 23-5982

【北見支局】
相談電話 (0157) 61-5982

▶北海道警察本部刑事部
組織犯罪対策局組織犯罪対策第二課

◎暴力相談電話 011-222-0200
◎暴力団離脱者相談電話 011-222-8930

組織的対応と早めの相談が早期解決へ!!